

平成23年4月1日
23（規程）第9号
（改正）平成26年4月1日
26（規程）第17号
（改正）平成26年9月30日
26（規程）第59号
（改正）平成27年3月31日
26（規程）第174号
（改正）平成28年3月28日
27（規程）第154号
（改正）平成30年3月30日
29（規程）第155号

競争的資金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、平成19年2月15日文科科学大臣決定「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における公的な競争的資金等の取扱いについて定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、競争的資金（資金配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、機構又は機関管理を行う必要がある研究者等に配分する研究開発資金をいう）及び公募型研究資金のうち、次のものをいう。
 - イ 国から研究代表者等に支払又は交付される資金
 - ロ 国立研究開発法人及び独立行政法人から支払又は交付される資金
 - ハ 研究分担者等が資金配分を受ける資金
- (2) 「不正使用」とは、経費の私的流用等の経理処理上の不正行為をいう。ただし、意図しない間違い、意見の相違その他不正使用を故意又は重大な過失により行ったと認め得るに足りるものではないときは、不正使用には当たらない。
- (3) 「研究者等」とは、原則として、機構の研究開発活動を行うことを職務にする者であって、実際に、その研究開発活動に従事する者をいう。
- (4) 「事務職員」とは、競争的資金等の取扱いに関する事務を担当する者をいう。
- (5) 「部門等」とは組織規程（17（規程）第43号）第5条、第16条、第31条、第42条、第45条、第70条、第85条及び第115条の2に規定する組織をいう。

（研究者等及び事務職員の遵守事項）

第3条 競争的資金等を取り扱う研究者等及び事務職員は、それぞれ次の各号を遵守するものとする。

- (1) 研究者等は、自らの発意で提案され採択された研究課題であっても、当該研究費は公的資金によるものであり、また、機構による管理が必要であるという原則を十分に認識すること。

- (2) 事務職員は、競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるということを十分に認識すること。
- (3) 研究者等及び事務職員は、競争的資金等による研究の実施その他研究の実施に伴う事務を行うに当たっては、関係法令、関係規定のほか、競争的資金等の交付規則等及びその交付を受けた際に資金配分機関から付された交付条件を遵守すること。

(体制)

第4条 競争的資金等の管理体制は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、理事長とし、最終責任を負うものとする。
- (2) 統括管理責任者は、研究連携成果展開に関する業務を総括する理事とし、最高管理責任者を補佐し、機構内を統括するものとする。
- (3) 部門管理責任者は、研究者等の所属する部門等の長とし、部門等における実質的な責任と権限を有するものとする。
- (4) 不正防止計画の推進を担当する部署は、事業計画統括部及び研究連携成果展開部とする。

(監査)

第5条 競争的資金等執行に関する内部監査は、法務監査部長が行うものとする。

(不正防止計画)

第6条 不正防止計画の推進を担当する部署は、競争的資金等の執行に当たり不正使用が生じることのないようにするため、不正防止計画を策定し、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、職員等に周知するものとする。

(相談窓口・通報窓口の設置)

第7条 この規程の運用に当たり、機構内外から相談を受け付ける部署は、研究連携成果展開部とする。

- 2 何人も、機構等が交付を受けた競争的資金等の執行について不正使用に係る情報の通報をすることができる。
- 3 前項の通報窓口は、法務監査部とする。

(調査等手続)

第8条 通報窓口に通報があった場合、法務監査部長は、遅滞なく、受領した通報について、研究連携成果展開部長等と連携を図りつつ事実関係を調査し、法務に関する業務を統括する理事及び統括管理責任者に報告する。

- 2 統括管理責任者は、受領した通報の内容、事実関係の調査結果等を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、必要に応じ、調査委員会を招集する。
- 4 第2条第2号に定める不正使用に関する通報については、この規程によるものとし、通報規程（17（規程）第45号）は適用しない。

(その他)

第9条 この規程の運用について必要な事項については、研究連携成果展開部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 26（規程）第17号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日 26（規程）第59号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26（規程）第174号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日 27（規程）第154号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 29（規程）第155号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。